○国土交通省告示第八百九十三号

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）第十一条第二項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の廃止の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　廃止しようとする事務所の名称及び所在地

日本小型船舶検査機構高知支部

高知県高知市若松町十三番十七号

二　前号の事務所の当該事務を廃止する日

平成二十七年十二月三十一日

三　廃止を必要とする理由

高知支部における小型船舶検査事務等に係る実績の減少等に応じ、高知支部の小型船舶検査事務等を高松支部及び松山支部で行うことにより、当該事務等を効率的に実施するため

○国土交通省告示第八百九十五号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

「四　九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「大分市」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで

を

「六　九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「大分市」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「宮崎交通圏」及び「鹿児島市」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで

に、

「三　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「倉敷交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「広島交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで

を

「五　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
	「倉敷交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで

に、二の項を四の項に改め、同項の前に

「二　関東運輸局長	「京浜交通圏」、「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
三　北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで

を加える。

第五条の表三の項中「「京浜交通圏」を削り、四の項中「「新潟交通圏」、」、「「金沢交通圏」」及び「「長野交通圏」」を削り、七の項中「「倉敷交通圏」」を削り、九の項中「「北九州交通圏」」、「「長崎交通圏」」及び「「宮崎交通圏」」を削り、「「鹿児島空港交通圏」」及び「「鹿児島市」」を「及び「鹿児島交通圏」」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年八月一日から施行する。

○観光庁告示第六号

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第四条第一項の規定に基づき、国際会議観光都市を認定したので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年七月三十一日

観光庁長官　久保　成人

国際会議観光都市を認定

青森市